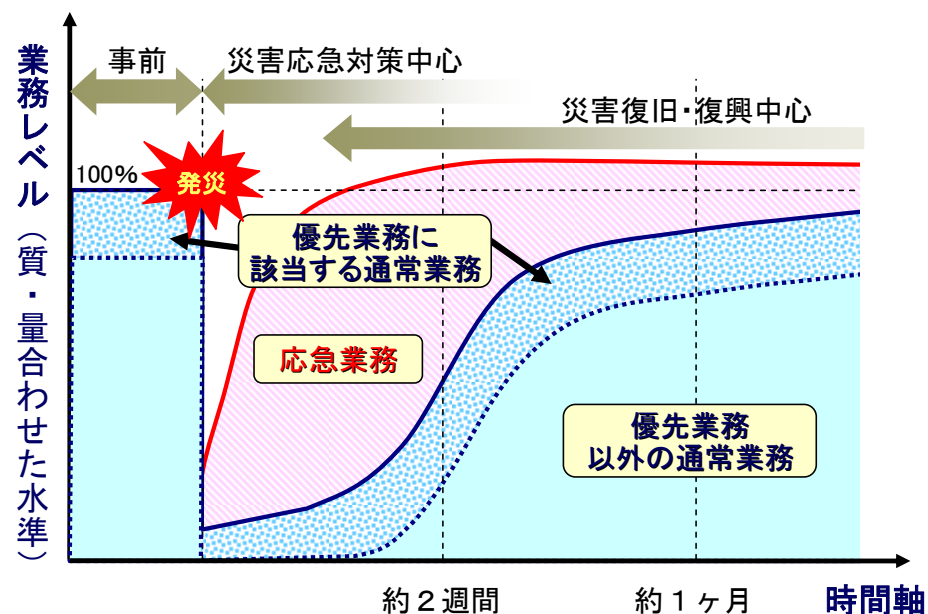
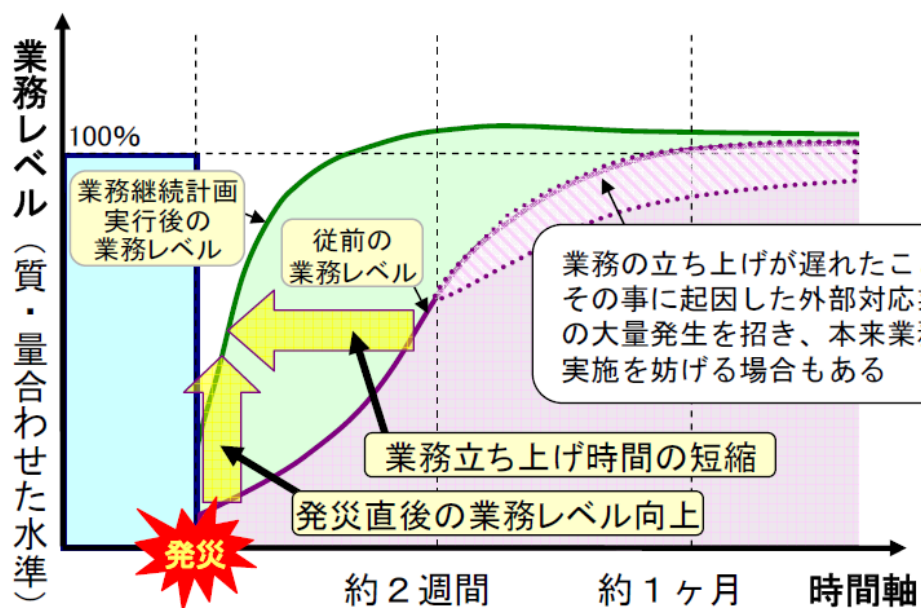


中央省庁業務継続ガイドライン(概要版)

業務継続計画とは？

- 緊急時に、被災して業務遂行能力が低下した状況下で、**非常時優先業務を継続・再開・開始**するための計画
- 非常時優先業務は、応急業務だけでなく通常業務も対象
- 業務に必要な**資源の確保・配分**や、職務代行を考慮した指揮命令系統等を記載
- 業務の再開・開始に係る**目標時間**も検討
- 業務継続に従事する職員等の食料等の確保等も対象



中央省庁における業務継続計画の必要性

- 中央省庁の業務継続が的確に行われなかった場合には、国民生活及び経済活動等に対して以下のような支障が生じる可能性があるため、災害時に被災して業務遂行能力が低下した状況下でも必要な業務資源を確保し、非常時優先業務を継続することが必要である。
 - ① 災害応急対策活動等に支障が生じ、国民の身体、生命又は財産への被害が拡大
 - ② 平常時の行政サービスが長期間中断し、国民生活及び経済活動等に大きな支障が生じる
 - ③ 災害発生後に機動的に実施することが期待される行政措置等の実施が行われなかった場合等において、国民生活及び経済活動等への支障が拡大
 - ④ 中央省庁の情報提供機能や信頼性が損なわれると、流言飛語や社会不安が発生し、それが治安を含む政府機能の低下をもたらすこと等により、二次的な身体、生命又は財産の損失やその他の社会問題が発生
 - ⑤ 民間企業のBCPは中央省庁の機能の維持・回復を前提としていることが多いことから、民間企業等の事業継続にとっても重大な支障が生じる

業務継続計画策定に係る経緯と背景

業務継続計画の必要性

- ①地震時に中央省庁の業務継続が的確に行われな場合、国民生活及び経済活動等に対して多大な悪影響が発生
- ②大規模地震の切迫性(首都直下地震等)

地震等の緊急時においても、業務を継続するための計画が必要

首都直下地震対策大綱
(平成17年9月中央防災会議決定)

首都中枢機関は発災時に機能継続性を確保するための計画として業務継続計画を策定することとしている

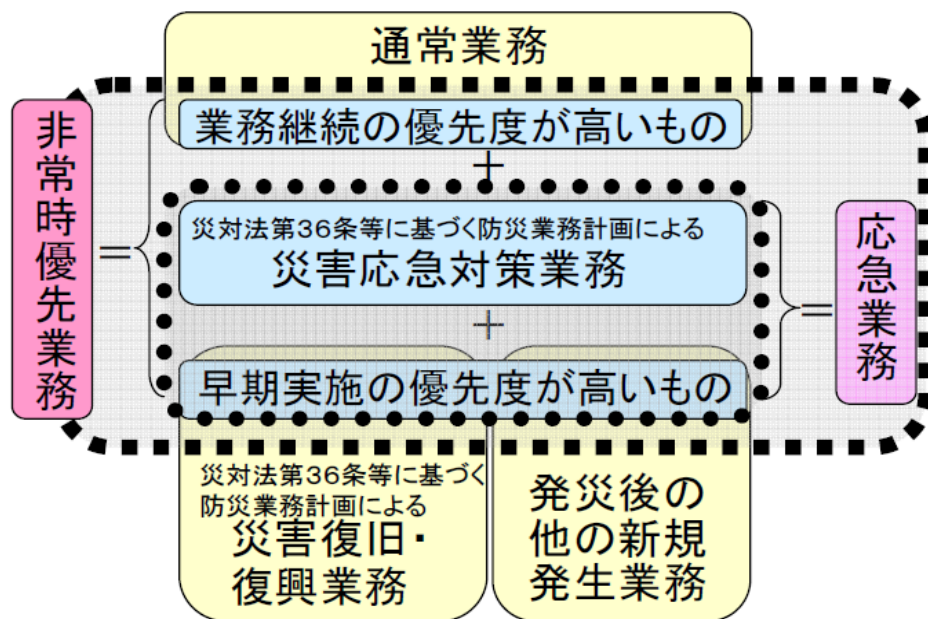
国内外における関心の高まり

- 米国
連邦各機関に緊急時の重要業務の継続等を目的とした計画の策定を義務付け
- 国際標準化機構(ISO)
2006年、ISO・TC233(社会セキュリティ)で、BCPの標準化を検討開始。2009年以降の国際標準化を目指す。
- 国内では、政府が民間企業向けのBCP(事業継続計画)のガイドラインを策定、大企業を中心に民間企業でBCPを策定

中央省庁業務継続ガイドラインの作成

非常時優先業務とは？

- 災害時に優先して実施すべき業務
- 応急業務と通常業務が対象
- 業務影響分析を基に選定



表：非常時優先業務の選定例

内閣府：緊急災害対策本部事務局の運営
 警察庁：警察広域緊急援助隊等の派遣
 消防庁：緊急消防援助隊による応援の指示・調整
 防衛省：自衛隊部隊派遣の開始
 文科省：原子力災害対応業務
 農水省：被災地への応急用食料等の調達
 経産省：電力、都市ガスに関する被害状況把握
 国交省：被災建築物応急危険度判定士の調整
 国土地理院：災害対策用図データの作成と提供
 気象庁：被災地に係る一般気象予報、警報の発表
 海上保安庁：流出油等防除活動
 環境省：環境放射線モニタリングの緊急時体制
 財務省：為替市場の動向把握と激変への対応等
 金融庁：海外当局、国際機関等への対応
 宮内庁：天皇陛下および皇族方の安全確保

等

業務に必要な資源の確保・配分

- 多くの災害時優先業務にとって必要な資源
- 業務継続における資源確保・配分の主な対象
- 執務環境や業務継続に従事する職員の食料等も対象

資源の種類	確保策の例
職員	部局間調整、OB・OGの活用
庁舎	耐震化、代替施設
電気	非常用発電機、燃料備蓄
トイレ	簡易トイレ、マンホールトイレ
通信・電子メール	災害時優先電話、多重化
飲料水・食料・医薬品	備蓄、発災後の早期調達
執務環境（執務室等）	オフィス家具の固定、復旧資機材の備蓄
情報（情報システム、データ等）	マシンの固定や転倒防止、バックアップ



業務継続計画の作成①

被害状況の想像・想定(3.4節)

- 社会の被害状況等
- 庁舎内部及び周辺の被害状況等

業務の仕分け(3.5.2項)

応急業務及び通常業務を対象にリストアップ

業務影響分析(3.5.3項)

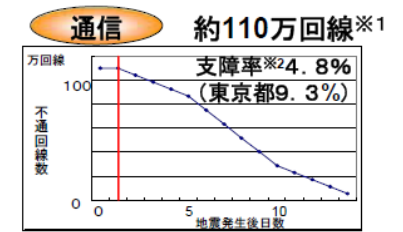
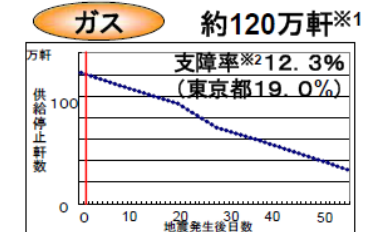
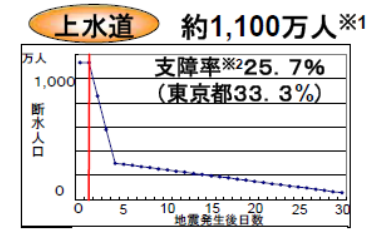
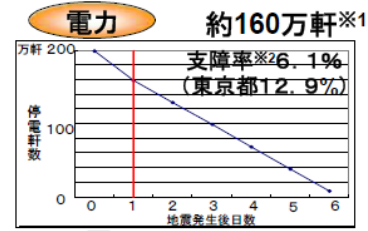
業務の中断による影響を時系列で評価

影響の重大性

レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ	レベルⅤ
軽微	小さい	中程度	大きい	甚大

非常時優先業務の選定(3.5.4項)

発災後約2週間でⅢ以上の影響を伴う業務を基本



主務課及び番号	業務名	業務の概要又は補足説明	影響の重大性													非常時優先業務		
			特定状況の場合	0時間	3時間	6時間	12時間	1日	2日	3日	5日	7日	10日	14日	30日			
科試-1	〇〇国家試験の企画・運営に関すること	非常時優先業務となる可能性があるのは、被災受験者や被災試験会場についての対応に関する部分。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○
官情-1	〇〇統計データ収集業務	月例統計	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○
官管-1	所管の〇〇施設についての被害報告	都道府県や地方〇〇局から被害情報を、確認を加えながらとりまとめるもの	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○

この点線の枠の中の数値はワークシート上で自動的に計算されるので入力不要。着色も自動的にされる。

業務継続計画の作成②

※ガイドラインの検討例は一例であり、組織の実情等を踏まえて適切な検討方法を選定し、業務継続計画に必要な事項を検討する。

「影響の重大性」の評価基準

影響の重大性	I (軽微)	II (小さい)	III (中程度)	IV (大きい)	V (甚大)
対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかった場合	社会的影響は <u>わずか</u>	<u>若干</u> の社会的影響が発生	社会的影響が発生	<u>相当</u> の社会的影響が発生	<u>甚大</u> な社会的影響が発生
職員	ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	<u>大部分</u> の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	社会的な批判が <u>一部</u> で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	社会的な批判が発生し、 <u>過半</u> の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考える。	大規模な社会的批判が発生し、 <u>大部分</u> の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考える。

注) 地震発生が社会に重大な影響を与えていることをもって重大性を測るのではなく、対象とする目標レベルへの行政対応「対象時間」まで到達しなかったことの影響を評価

業務継続計画の作成③

必要資源分析(3.6.4項)

分析

- 各災害時優先業務に必要な資源を把握
- 資源確保に係る代替策(代替オフィス・通信手段の確保)や課題も整理

人的資源	業務指揮・調整職員(1~2名)、現地連絡業務を担当する職員(3名)、情報システム担当者(1名)
その他の資源	携帯電話、その他通信手段(NTT、無線)、業務用パソコン、事務書類、書棚

ボトルネック要因の特定(3.7.1項)

問題

業務の遅延やレベル低下の元となる要因を特定(例:要員不足、停電等)

必要資源確保(3.7.2項)

予防や代替設備、応急復旧応援等の観点から、ボトルネックへの対策を検討

解決策

指揮命令系統(3.7.4項)

地震時の体制や職務の代行等を検討

業務継続計画の作成④

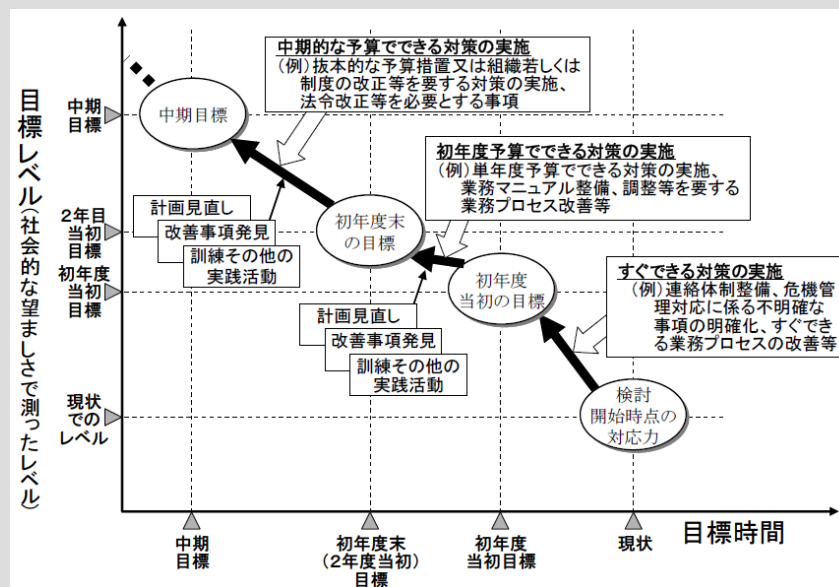
対策実施方針(3.7.5項)

どの対策をいつまでに

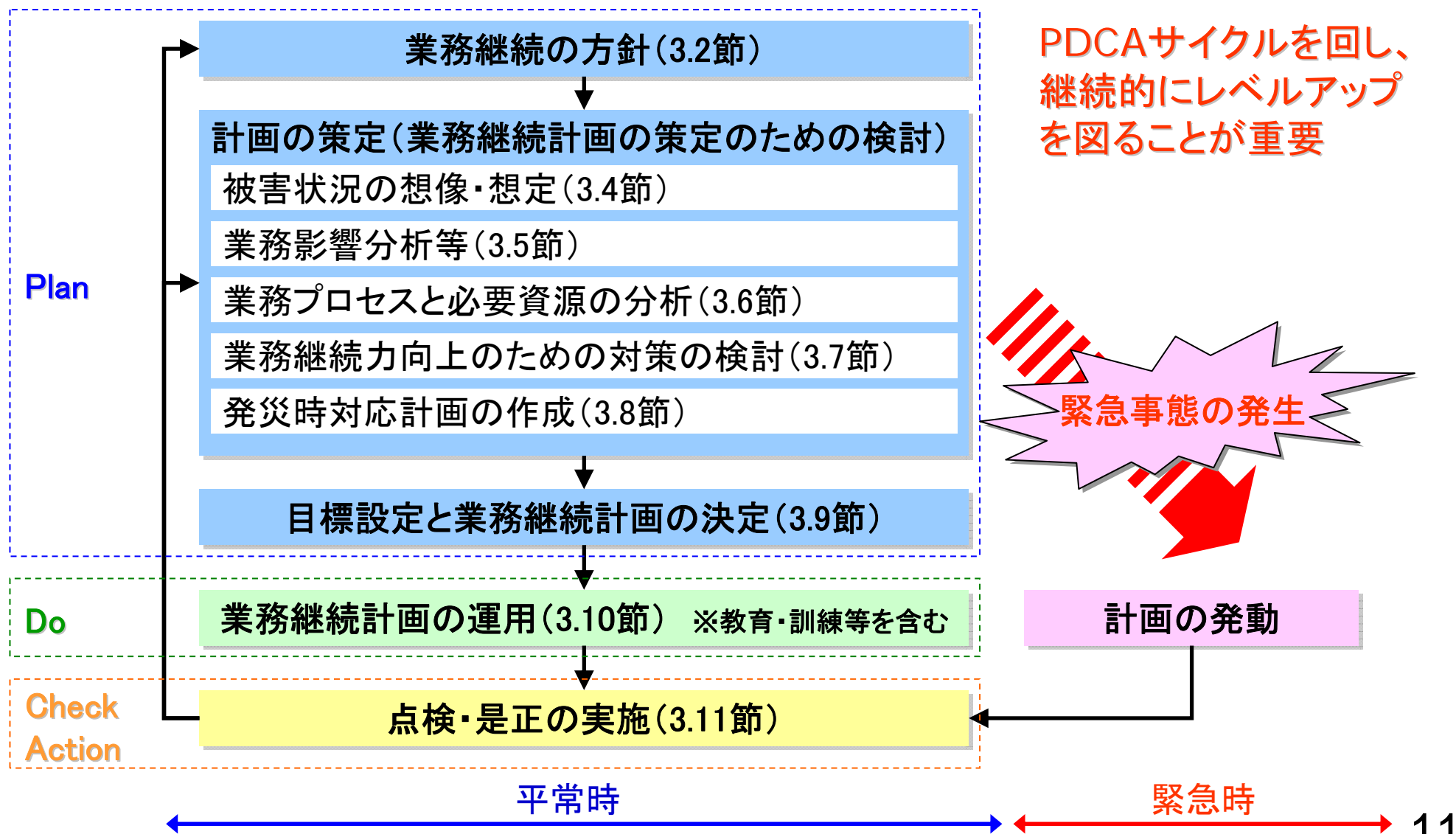
対策項目	現状レベル	対策後のレベル	必要予算(概算)	目標時期(予定)	担当部署	備考
耐震強化(建物A)	震度6強で倒壊の危険あり	震度6強に対する耐震性確保	900百万円	H23年度	営繕課	
耐震強化(建物B)	震度6強で倒壊の危険あり	震度6強に対する耐震性確保	400百万円	H20年度	営繕課	
情報システムの固定	震度6強で転倒の危険あり	震度6強に対する耐震性確保	3百万円	H19年度	情報課	

業務継続の目標の設定(3.9.1項)

- 非常時優先業務の再開等に係る業務継続目標(時間、レベル)を設定
- 3.7.5項の対策を計画的に実施し、レベルアップを図る(運用段階)



業務継続計画策定のサイクル



業務継続計画の運用、点検・是正

- 計画の浸透（全職員を対象、計画の配布等を実施）
- 教育・訓練（計画的に実施、訓練等の反省点等を計画へフィードバック）
- 点検・是正（定期的に実施）

表 形態別にみた訓練の例及び概要

主な種類	内容の例	概要
消防訓練	・初期消火活動 ・119番通報	・特に、消火器の操作、放水等は実体験が大切。 ・消防署に依頼すれば、訓練の評価を受けられる。
避難訓練	・職員の避難 ・来客等の避難誘導	・施設外への職員の避難訓練。 ・来客等が敷地内にいる場合には、避難誘導も必須。
連絡訓練	・緊急連絡先への連絡 ・緊急連絡網での連絡	・緊急連絡（安否確認）で災害伝言ダイヤル171やweb171を利用する場合には、毎月1日や防災週間等に体験が可能。 (Web171の場合) http://www.web171.jp/
参集訓練	・就業時間外の参集 ・就業時間の参集	・職員の徒歩登庁及び代替場所への参集訓練 ・徒歩帰宅や代替拠点への移動訓練
図上訓練 (シナリオ提示型)	・防災対策の手順確認	・対応手順の確認に主眼が置かれ、決められた手順通りに対応を行う訓練。
図上訓練 (シナリオ非提示型)	・防災対策の意思決定 (災害対策本部等)	・訓練シナリオを事前に提示しない形式の訓練で、事前又は訓練中に付与される情報に基づき判断し行動する訓練。非常に高度な訓練であり、訓練の実施には高度なノウハウが必要となる。

表 実施する教育・訓練等の例

種類	内容	時期	対象
内外連絡の確認	内外の関係者との通信手段の状況・連絡先の確認	毎年4度	通信担当者・連絡先確認者
データ関係の確認	重要記録・データ、情報システムの確認	毎年2度	データ・システム管理者
資源の確認	計画発動時に使用する資機材・食料等の状況確認	毎年2度	資源管理の担当者
全職員を対象とした講演	業務継続計画の説明	毎年1度	全職員
幹部職員層を対象とした研修	業務継続計画発動時に実施すべきことの習熟	毎年1度	管理者層
計画発動時の対応訓練・演習	班ごとの初動・応急活動	毎年1度	非常時優先業務実施職員
代替施設の利用に関する訓練	代替施設への移動・利用訓練	毎年1度	非常時優先業務実施職員
他省庁との連携訓練	他省庁との情報交換や連携した業務の実施に関する訓練。代替施設での他省庁との通信	毎年1度	他省庁と連携する業務に係る職員